

## 随意契約理由書

契約件名 給食センターガス機器更新工事	主管課 学校給食センター
契約の目的 ガス供給機器の経年劣化に伴い修繕工事を行います。	
随意契約を選択した理由  給食センターガス機器は、ガス供給機器と密接不可の関係にあり、施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるととも、施工費用も安価となるため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福津市本木1100-1 商 号 西部ガスエネルギー 株式会社 福岡北支店 氏 名 支店長 山本 吾一	
上記のものを選定した理由 上記企業は、ガス供給業者であり、設置機器は供給機器を密接のものであることから、他社に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

## 随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センターNo.1・No.2し渣洗浄機攪拌機更新工事	主管課 上下水道課
契約の目的 古賀水再生センターにおいて、令和4年5月にし渣洗浄機のNo.2攪拌機の電気故障が発生したが、No.1攪拌機が作動していたため、No.1攪拌機で対応していた。しかし、令和4年11月からNo.1攪拌機も不具合が度々発生するようになったため更新工事を行ったもの。	
随意契約を選択した理由 No.1・No.2攪拌機の2台とも完全停止となった場合、し渣洗浄槽内の攪拌を手作業で行わなければならず、汚泥処理に過大な時間及び人的負担がかかり、下水処理に支障をきたすことから緊急を要したため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福岡市博多駅東3丁目7番1号 商 号 西部電気工業株式会社 氏 名 代表取締役 熊本 敏彦	
上記のものを選定した理由 緊急対応を要する工事に対し、早急に対応できる施工業者が上記の受注者のみであったため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項5号 古賀市財務規則第113条第1項1号

# 随意契約理由書

契約件名 後牟田大池線道路改良工事(第4工区)に伴う人孔蓋等更新外工事	主管課 上下水道課
契約の目的 市建設課により後牟田大池線の道路改良工事が実施されたが、道路改良工事によ舗装高が変更となり、既設の人孔蓋等と段差が生じることが判明したことから、路線内に設置されている人孔蓋等の更新及び高さ調整が必要となったため工事を行ったもの。	
随意契約を選択した理由 同一工事区域内で工事を行っている施工業者に依頼することにより交通誘導警備員の経費が削減出来るため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県古賀市天神4丁目2番15号 商 号 山仲産業株式会社 氏 名 代表取締役 山仲 俊康	
上記のものを選定した理由 上記の受注者が同一工事区域内で工事を行っており、交通誘導警備員の経費削減が可能であったことから選定したもの。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項6号 古賀市財務規則第113条第1項1号

## 随意契約理由書

契約件名 市役所第一庁舎2階改装工事	主管課 管財課
契約の目的 なんでもきくコーナーに授乳室を設置するにあたり、間仕切りのパーティション のレイアウト変更、 カウンターの移設及び照明等電気位置や配線等の改修工事を行うもの。	
随意契約を選択した理由 第一庁舎外壁改修工事の施工中で本改修工事を行う場所も施工中であり、当該工事の受注者である 西電興産株式会社に依頼することで、工程管理等を含めよりスムーズかつ安価に工事を行うことが 見込まれたため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県古賀市駅東三丁目3番1号 商 号 西電興産株式会社 氏 名 代表取締役社長 高原秀雄	
上記のものを選定した理由 第一庁舎外壁改修工事の施工中で本改修工事を行う場所も施工中であり、当該工事の受注者である 西電興産株式会社に依頼することで、工程管理等を含めよりスムーズかつ安価に工事を行うことが 見込まれたため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第 6 号	

## 随意契約理由書

契約件名 中央公民館舞台機構改修工事	主管課 生涯学習推進課
<p>契約の目的</p> <p>設置から35年以上が経過し、老朽劣化が始まっており、故障や吊り具落下などによる被害を発生させないために行うもの</p>	
<p>随意契約を選択した理由</p> <p>当該舞台機構は中央公民館専用オーダーメイド作成しており、舞台全体の使用を維持したまま一部装置を取り替えるため、機構すべてを熟知している必要があるため</p>	
<p>随意契約の相手方</p> <p>住 所 福岡市中央区天神四丁目1番37号</p> <p>商 号 三精テクノロジーズ株式会社 九州営業所</p> <p>氏 名 所長 兒玉 秀隆</p>	
<p>上記のものを選定した理由</p> <p>当該舞台機構の設計・施工・保守を受託しており、舞台機構の製品・トータルバランスを把握しながら機構すべてを熟知し、使用頻度に応じた部品選定やメーカー独自のノウハウが期待できるため</p>	
<p>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</p> <p>舞台吊り物機構は、様々な設備を一体的に稼働するもので、異なる業者の機構や部品が混載すると、故障や緊急時に責任の所在を明確にすることに時間を要するため</p>	
<p>根拠法令</p> <p>地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号</p>	

# 随意契約理由書

契約件名 中川東田線交差点改良に伴う舗装工事	主管課 建設課
<b>契約の目的</b> 当該箇所は県の実施する事業により交差点改良が行われるが、04古建第855号により市道と国道3号との取り付け部の改良工事に関しては市で工事を実施することとなり、県からの指示により当該工事後の舗装復旧についても市で実施することとなったため契約するものである。	
<b>随意契約を選択した理由</b> ①県の実施する工事内容の変更及び業務工程の変更に伴い、県及び国道事務所等からの指示により急遽9月中に改良工事に着手する必要があるため、舗装復旧についても改良工事後速やかに実施する必要があるため、入札を実施すると舗装復旧工事が間に合わないため ②県の実施する本交差点改良に伴い舗装工や信号機移設等の各工種ごとに多数の業者と契約しており、現場調整が非常に困難であることから、可能な限り現場を安全且つスムーズに進めるため調整業者を少なくする必要があるため	
<b>随意契約の相手方</b> 住 所 福岡市早良区賀茂2丁目30番29号 商 号 株式会社アイフク道路 氏 名 代表取締役社長 山下 照雄	
<b>上記のものを選定した理由</b> 県が発注している交差点改良の舗装工事を受注している株式会社アイフク道路と契約することにより、市施工範囲も同時施工が可能であり、車両通行止め期間の短縮、重機回送費等の費用削減を図ることができるため	
<b>上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由</b>	
<b>根拠法令</b> 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号	

# 随意契約理由書

契約件名 中川東田線交差点改良工事	主管課 建設課
<b>契約の目的</b> 当該箇所は県の実施する事業により交差点改良が行われているが、市道と国道3号との取り付け部に関しては市で工事を実施することとなったため、契約を行うもの	
<b>随意契約を選択した理由</b> ①県の実施する工事内容の変更及び業務工程の変更に伴い、県及び国道事務所等からの指示により急遽9月中に着手する必要があるが、入札を実施すると着手期限に間に合わないため ②県は本交差点改良に伴い舗装工や信号機移設等の各工種ごとに多数の業者と契約をしており、現場調整が非常に困難であることから、可能な限り現場を安全且つスムーズに進めるため調整業者を少なくする必要 があるため	
<b>随意契約の相手方</b> 住 所 福岡県古賀市薦野1392番地1 商 号 株式会社盛川リアルテック 氏 名 代表取締役社長 盛川 智徳	
<b>上記のものを選定した理由</b> 県が発注している交差点改良工事を受注している株式会社盛川リアルテックと契約することにより、車両通行止め期間の短縮、重機回送費等の費用削減となること。	
<b>上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由</b>	
<b>根拠法令</b> 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号	

## 随意契約理由書

契約件名 令和4年度 古賀水再生センター遠心脱水機更新工事(No.4)	主管課 上下水道課
契約の目的 遠心脱水機(No.3)が停止した場合、汚泥処理の停止に追い込まれ簡易放流での対応となり、河川(大根川)へ多大なる影響を与えることから、致命的な不具合が生じる前に更新工事を行ったもの。	
随意契約を選択した理由 遠心脱水機が特殊製造品であることから、製造者のみ更新が可能であるため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番27号 商 号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 九州支店 氏 名 支店長 小倉 智治	
上記のものを選定した理由 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が設備の製造者であるため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号 古賀市財務規則第113条第1項1号



# 随意契約理由書

契約件名 令和4年度交通安全施設設置工事(第7回)	主管課 建設課
契約の目的 市道にひかれている区画線が経年劣化等により消えかかっており、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道にひかれている区画線が経年劣化等により消えかかっており、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和4年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 柴田 隆治	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、契約単価による施工が可能なため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号	

## 随意契約理由書

契約件名 令和4年度市道舗装維持補修工事(第1回)	主管課 建設課
契約の目的 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和4年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 柴田 隆治	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号

## 随意契約理由書

契約件名 令和4年度市道舗装維持補修工事(第2回)	主管課 建設課
契約の目的 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和4年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 柴田 隆治	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号

## 随意契約理由書

契約件名 令和4年度市道舗装維持補修工事(第3回)	主管課 建設課
契約の目的 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和4年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 柴田 隆治	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能なため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号